

<研究ノート>

フェーダ教区における原初村落—1789～1843年—

佐藤 陸 朗

目次

1. はじめに
2. 農民村落における農場とトルプ
3. フェーダ教区の4村落を対象とした分析
4. おわりに

1. はじめに

18世紀後半以降のスウェーデンにおいて開墾が急速に進行したのは、すでに別稿で明らかにしたように、原初性を帯びた農業景観の村落であった⁽¹⁾。とりわけ、混在耕地制が未発達であった原初村落では、耕地の拡大が顕著であった。本稿の課題は、前稿の補論として、こうした原初村落に焦点をあて、18世紀末以降の農業景観について考察することにある。

18世紀のスウェーデンにおける原初村落については、西部や南東部を対象とした地理学研究的なかで近年注目されるようになってきている⁽²⁾。だが、東中部スウェーデンに属するエステルイエートランド(Östergötland)地方を対象とした研究では、規則的な形状の開放耕地制である「太陽分割制」(solskifte)の分析に重点がおかれてきたことから、原初村落はほとんど考察の対象とされてこなかった⁽³⁾。そこで本稿では、前稿に引き続きフェーダ教区を取り上げて、これまで等閑視されてきたエステルイエートランド地方の原初村落に関する分析を行うことで、スウェーデン西部との対比から農業景観の成熟性が強調される傾向にある同地方においても、18世紀末以降に原初性を帯びた村落が存在していたことを明らかにしたい⁽⁴⁾。

以下では、農業景観を分析するための史料とし

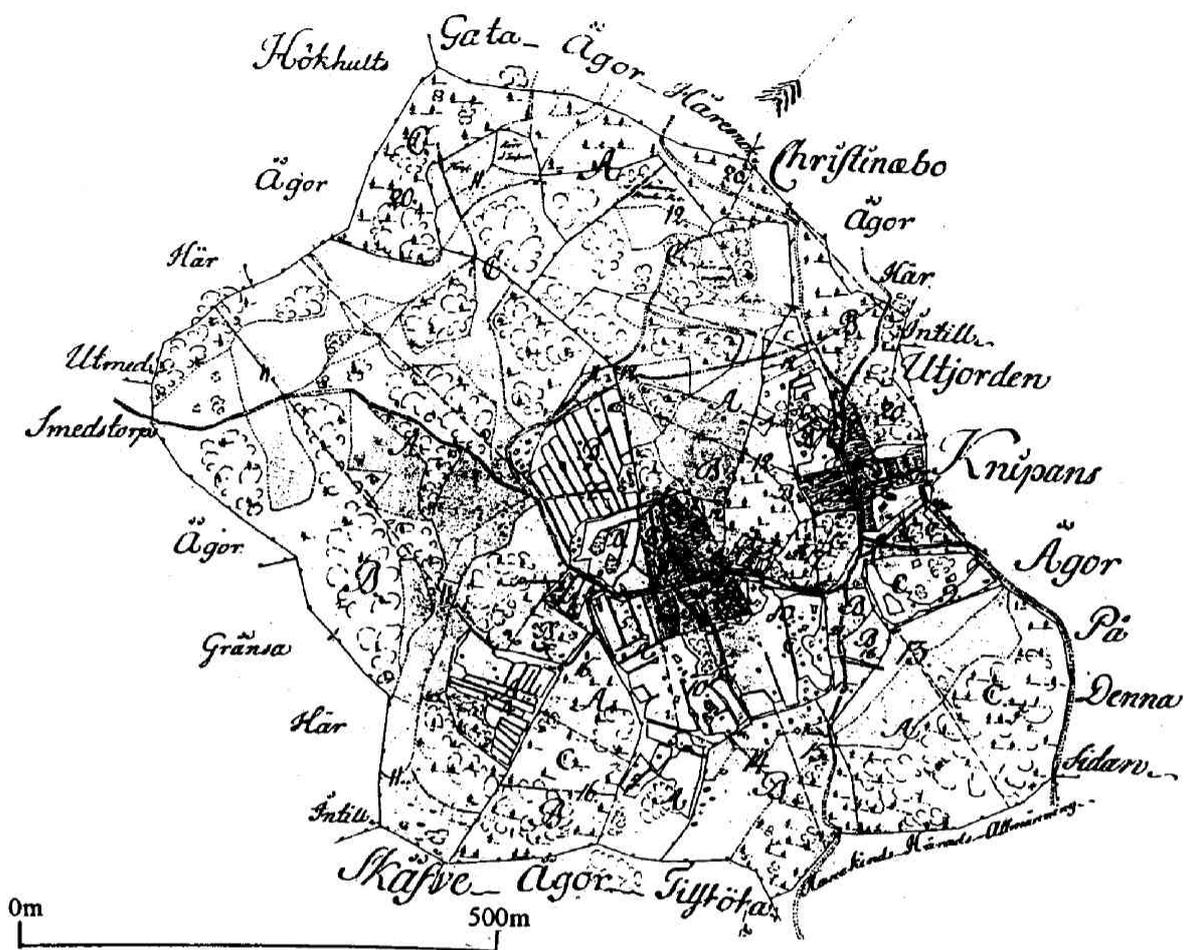
て、前稿と同様に、エステルイエートランド県測地局(Lantmäterikontoret i Östergötland:以下、Ög. LMKと略記)に保管されている土地整理(エンクロージャー)の文書を主に利用する⁽⁵⁾。この文書に含まれる村落図には、土地整理が実施される前の農地利用の状況が描写されていることから、伝統的な農業景観を分析するための貴重な史料となっている。ただし、1850年代以降は、耕地部分に土壤調査用の区分が測地官によって記入されていることから、耕地での実際の景観を分析することが困難となっている(図1参照)⁽⁶⁾。このため、農業景観の分析は1840年代までとし、それ以降については、開墾の進展状況に言及するだけにとどめることにする。

なお、土地整理の文書では把握が困難である住民構成や農場の所有関係については、ユーメオ(Umeå)大学の「人口学データベース」(Demografiska databasen)によって作成された教会簿冊(kyrkoböcker)のデータベース⁽⁷⁾と、ヴァッドステーナ地方史料館(Landsarkivet i Vadstena)に所蔵されている徴税帳簿⁽⁸⁾の調査で補うことにしたい。

2. 農民村落における農場とトルプ

本稿では、1780年から1850年の間に2回の土地整理が実施され、しかもその際に作成された村落図の保管状況が比較的良好である4村落を分析対象とする。いずれも地主大農場(gods)には属さない農民村落であり、土地所有者は、自営農民である担税地農民(skattebonde)か、あるいは1789年以降に実質的な自営農民となった王領地農民(kronbonde)であった⁽⁹⁾。こうした農民村

図2 アーラルプ村 (1797年)



資料：Skeda akt 58, Ög.LMK.

トルプを設置することが認められた⁽¹³⁾。これより、農場内の免税トルプの数が増加したことから、18世紀半ば以降の農民村落におけるトルプとは、農耕地トルプをさすのが一般的である⁽¹⁴⁾。だが、以下の分析では、小農場に匹敵するほどの規模をもつ形態として、共有地トルプについても言及されることになる。

これに関連して、兵士トルプ (soldattorp) についてもふれておく必要がある。兵士トルプとは、1680年代に本格的に導入された「割当兵制」(indelningsverket) に基づく軍税負担の一部として、農民が兵士家族に対して無償で提供したトルプをさす⁽¹⁵⁾。このため、同じトルプという名称ではあるが、小作人であるトルパレ (torpare) が農民に対して小作料を支払う通常の形態とは、土地制度のうえで異なっていた。だが、農業景観

においては両者に大きな差異はないことから、以下では兵士トルプも農民村落トルプの一形態として取り扱うことにする⁽¹⁶⁾。

3. フェーダ教区の4村落を対象とした分析

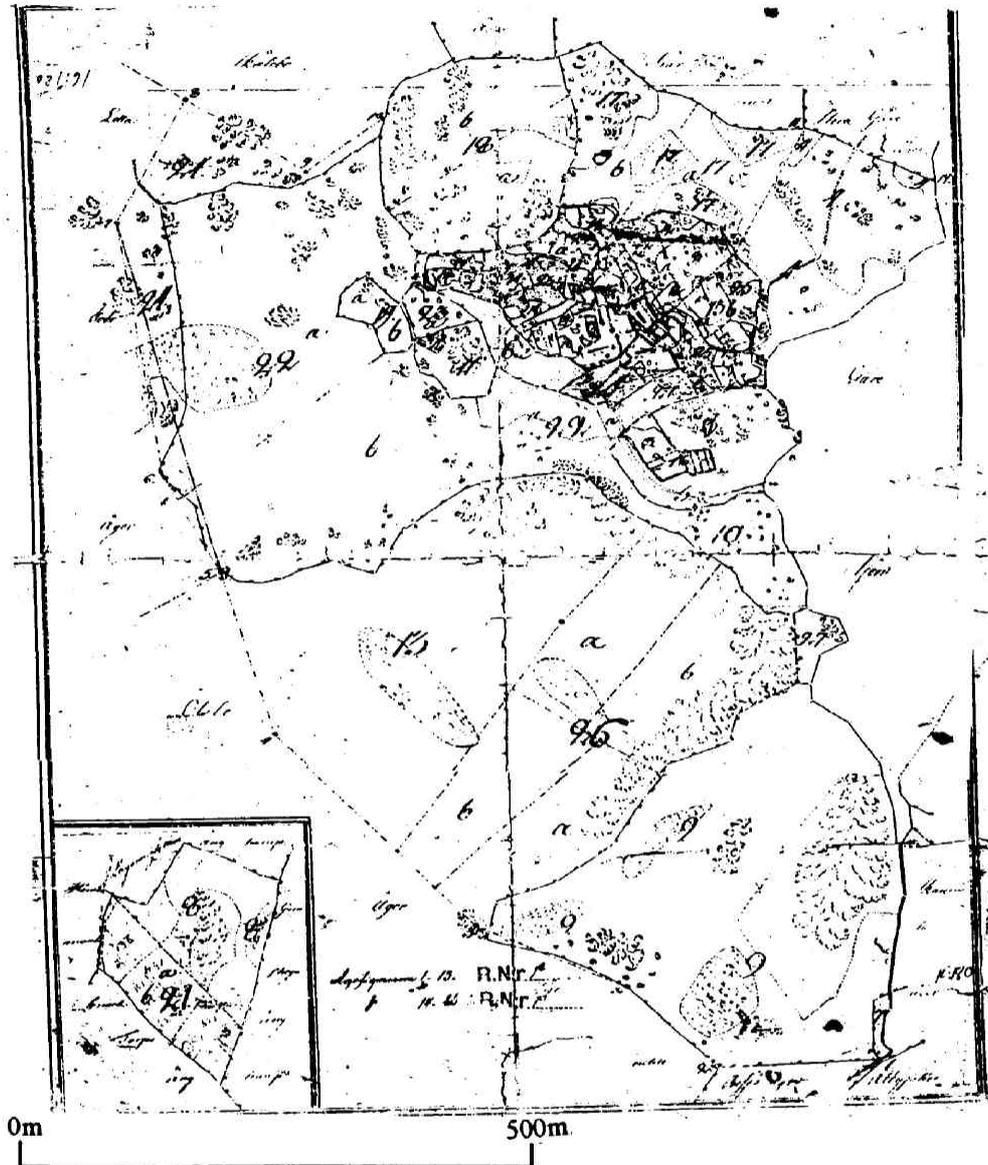
以下、フェーダ教区の4村落を対象として、①18世紀後半の村落構造、②18世紀末の大分割(第一次土地整理)の意義、③19世紀前半における農業景観の変容、以上の3点に関する分析を通じて、18世紀末から19世紀前半にかけての農業景観について考察を進めることにする。

(1) アーラルプ (Alarp) 村：1/4 マンタール

1747年までのアーラルプ村では、1戸の1/4マ
ンタール農場がいわゆる「孤立農場」(ensamgård)

図4 リッラ・ゴーラ村 (1797年)

(a)全景



ることにあつたとみられる。この際に作成された村落図(図3)では、帯状の耕地が描写されているが、これは地条ではなく、耕地において犁溝が規則的な形状に整備された結果であると考えられる。このように耕種農業の発展はみられるが、1843年の段階では、11.8ヘクタールの耕地に対して、採草地も10.3ヘクタールとなっており、依然として開墾の余地が残されていた⁽²²⁾。実際、約30年後の1874年までに、採草地の耕地化によって、耕地面積は34%増加している⁽²³⁾。このため、耕地での発展はみられるものの、1840

年代においても依然として原初性を帯びた村落形態であったといえよう。

(2) リッラ・ゴーラ (Lilla Gåra) 村：1/2 マンタール

リッラ・ゴーラ村では、18世紀半ばまで、1/2 マンタール農場が孤立農場として存在するだけであったが、その後の農場分割により、1780年代までに1戸の1/4 マンタール農場と2戸の1/8 マンタール農場からなる村落が形成された⁽²⁴⁾。だが、上述のアーラルプ村と同様に開墾は遅れてお

図7 ストーラ・ヴィースエッテル村 (1824年：一部)



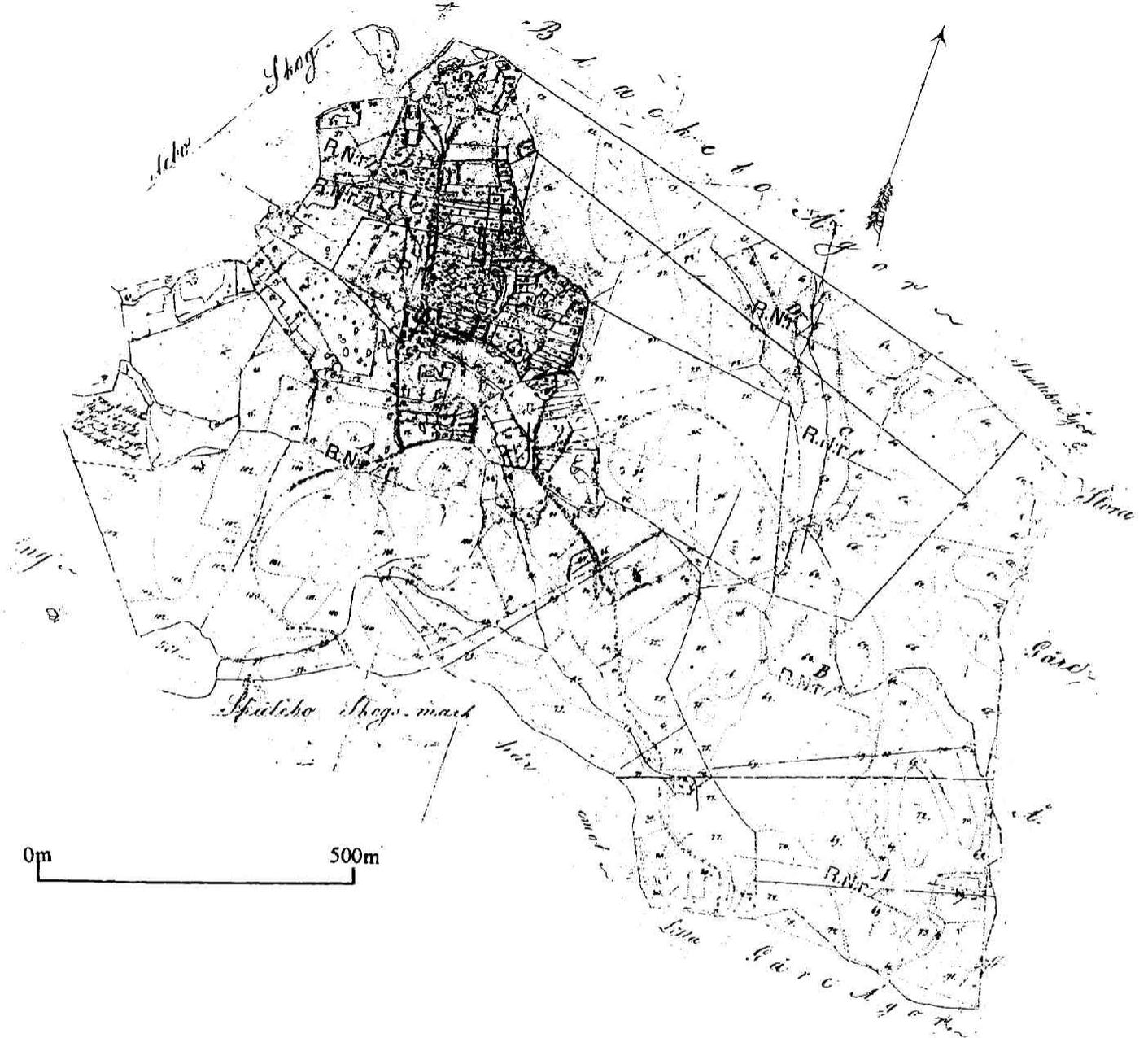
資料：Skeda akt 89, Ög.LMK.

進行する前の段階であったと推察される⁽³³⁾。このため、村の北西部の耕地では発達が見られたものの、18世紀末まで未墾地であった中部から東部にかけては、依然として未成熟な農業景観であったと考えられる。

(4) スコーレブ (Skålebo) 村：1/2 マンタール
スコーレブ村では、1750年代まで12マンタール農場と兵士トルプが存在するだけであっ

た。その後農場分割が進行したことにより、1780年代末までに、4戸の農場（各農場のマンタールは、14, 18, 16, 16）と3戸のトルプからなる村落が成立した⁽³⁴⁾。ただし、上述の3村落と同様に開墾は遅れており、1792年に大分割が実施された段階（図8）では、11.1ヘクタールの耕地に対して、採草地はその3.5倍に相当する39ヘクタールを占めていた⁽³⁵⁾。しかも、耕地（4, 23~26と記載された部分）では原初的な混在耕地制

図9 スコーレブ村 (1833年)



資料：Skeda akt 100, Ög.LMK

に相当する 39.2 ヘクタールの採草場が残されていた⁽³⁶⁾。これに対して、約 40 年後の 1874 年には、耕地面積は 227% 増加して 46.4 ヘクタールとなっていることから、本格的な開墾が開始されたのは、1840 年代以降であったと考えられる。このように、上述の 3 村落に比べると早期に集落が形成されたスコーレブ村においても、19 世紀前半の段階では、開墾の遅れから依然として原初的な農業景観が残されていたのである⁽³⁷⁾。

4. おわりに

以上の分析から明らかなように、スウェーデンのなかでは規則的な形状の開放耕地制が発達した地域とされるエステルイエートランド地方の中部に位置するフェーダ教区においても、18 世紀末以降に原初性を帯びた村落が存在していた。これらの村では、18 世紀半ば以降にようやく村落が形成されたことから、19 世紀前半の段階では、

一部の耕地で耕種農業の発展がみられるものの、依然として原初的な農業景観が残されていたのである。こうした村落では、農場分割の進行や農場の経営規模において、17世紀末までに成熟した農業景観となっていた太陽分割制村落とは異なる動向がみられたのであるが、この点の比較分析は別の機会に譲りたい。

注

- (1) 拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾—フェーダ教区を対象とした一考察：1769~1874年—」〔*神奈川大学商経論叢*〕第37巻第2号（2001年），169-189頁。
- (2) 代表的な文献として、Hans Antonson, Ulf Jansson & Aadel Vestbø, "Svenska byar utan systematiska odlingsystem", *Bebyggelsehistorisk tidskrift* Nr 30 (1995), s. 21-43.
- (3) ただし、典型的な太陽分割制村落を東中部スウェーデンの村落形態として一般化することの問題点については、すでに1970年代に指摘されている。Ulf Sporrang, *Jordbruk och landskapsbild*, Lund 1970, s. 40-41. また、17世紀半ばを対象とした分析であるが、エステルイェートランド地方の原初村落を扱った先駆的な研究として、Sigurd Erixon, *Svenska byar utan systematisk reglering*, Stockholm 1960, s. 135-136.
- (4) スウェーデン西部の「未成熟な文化景観」(det omogna kulturlandskapet) と東中部地方での成熟した農業景観との対比については、Mats Widgren, "Det omogna kulturlandskapet", i Anders Hillgren (red), *Ditt Värmland. Första delen*, Karlstad 1988, s. 110-131; Ulf Jansson, *Odlingsystem i Vänerområdet*, Stockholm 1998, s. 161.
- (5) スウェーデンにおける土地整理については、前掲拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾」174-175頁。
- (6) 第三次土地整理（法分割）のために作成された村落図の史料批判については、Niklas Cserhalmi, *Färad mark*, Stockholm 1998, s. 29-30; Anders Franzén, "Laga skiftehandlingarna som källa för byggnadsforskning", *Bebyggelsehistorisk tidskrift* Nr. 37 (1999), s. 123-128. 図1のヘッスレバリ (Hässleberg) 村については、上述の拙稿のなかで原初村落の一例として取り上げているので参照されたい。前掲拙稿, 180-181, 183-184頁。
- (7) フェーダ教区の教会簿冊データベースとその利用方法については、別稿にて論じる予定である。
- (8) Mantals- och taxeringslängder 1820-1875, Landsarkivet i Vadstena (以下, VaLA と略記)。
- (9) 王領地農民の社会的な地位の改善については、さしあたって、Enoch Ingers, *Bonden i svensk historia, del II*, Stockholm 1948, s.391-392. 東中部スウェーデンの地

主大農場については、拙稿「19世紀東中部スウェーデンの地主大農場経営における『日割労働』」〔*社会経済史学*〕第62巻第6号（1997年），31-55頁；同「19世紀東中部スウェーデンの地主大農場における農民・トルパレ世帯」〔*北欧史研究*〕第13号（2000年），27-37頁。

- (10) マンタールについては、さしあたって、Gabriel Thulin, *Om mantalet, del I*, Stockholm 1890, s.39-41; N. Cserhalmi, *Färad mark...*, s.118. 1マンタールの耕地面積は、時代や地域によって大きく異なっており、とりわけ開墾が進行した19世紀には村毎に差異がみられた。David Hanerberg, *Svenskt agrarsamhälle under 1200 år*, Stockholm 1971, s.37-39; Christer Persson, *Jorden, bonden och hans familj*, Stockholm 1992, s.147-150.
- (11) 農場分割については、Nils Wohlin, *Den svenska jordstyckningspolitiken i de 18:de och 19:de århundradena jämte en översikt af jordstyckningens inverkan på bondeklassens besutensförhållanden*, Stockholm 1912, s.164, 202; Christer Winberg, *Folkökning och proletarisering*, Göteborg 1975, s.38-41. ただし、農場分割に対する法的な規制が完全に撤廃されたのは、1880年代のことである。N.Cserhalmi, *Färad mark...*, s.118.
- (12) Kalle Bäck, *Början till slutet. Laga skiftet och torpbebyggelsen i Östergötland 1827-65*, Klockrike 1992, s.40-43. 共有地トルプについても、1647年と64年、そして1734年の森林法 (skogsordning) を通じて新たな設置が原則的に禁止され、しかも1/4マンタール農場に相当するだけの租税の支払いが不可能と判断された場合は原則として取り壊されることになった。ただし、こうした共有地トルプに対する規制は、18世紀後半に順次撤廃されている。Valter Elgeskog, *Svensk torpbebyggelse från 1500-talet till laga skiftet*, Stockholm 1945, s.81-101, 190-222.
- (13) E. Ingers, *Bonden i svensk historia, del II...*, s.270-271; K.Back, *Början till slutet...*, s.43.
- (14) Carl-John Gadd, *Den agrara revolutionen 1700-1870*, Stockholm 2000, s.86-87.
- (15) 割当兵制では、「騎兵扶養農場」(rusthållshemma) に指定された農場は騎兵家族の扶養を担当し、それ以外の農場は、原則として2マンタールで1つの単位となった区 (rote) 毎に歩兵家族の扶養する義務を負った、また、沿岸地域の場合は、騎兵や歩兵の代わりに水兵の扶養を担当することもあった。こうした割当兵制における農民の負担については、さしあたって、Claes Lorentz Grill, *Statistiskt sammandrag af svenska indelningsverket, Band II*, Göteborg 1978 (Stockholm 1856), s.5-30; Agneta Guillemot, *Rask, resolut, trogen. De indelta soldaterna i det svenska agrarsamhället. Västerbotten 1860-1901*, Umeå 1986, s.11-15, 40-51. なお、「割当兵制」という訳語については、百瀬宏・熊野聰・村井誠人編『*北歐史*』山川出版

- 社, 1998年, 269頁, を参照した。また, 割当兵制の導入については, 古谷大輔「近世スウェーデン軍事国家の展開—グスタフ2世アドルフ期からカール11世期にかけての軍事経営の変遷—」『北欧史研究』第13号(1996年), 57-58頁。
- (16) 先行研究では, トルバレと兵士を同一の階層に分類している例も少なくない。例えば, Ingrid Eriksson & John Rogers, *Rural labor and population change*, Uppsala 1978, s. 62; C.-J. Gadd, *Den agrara revolutionen 1700-1870...*, s. 91-92.
- (17) 18世紀後半の村落構造に関する調査は, データベース化された教会簿冊, とりわけ「家庭内試問記録簿」(husförhörslängder)の調査結果に基づいてまとめたものである。この点は, 以下の3村落についても同様である。Kyrkoböcker, Demografiska databasen (以下, DDBと略記)。
- (18) 18世紀末のエステルイエートランド地方では, 法的には18マンタル農場が最小規模とされていたことから, 12マンタル農場は厳密には違法な分割である。ただし, こうした事例は特に珍しいものではなく, 農場分割に関する法律上の規制は必ずしも遵守されていなかったとみるのが近年の通説となっている。この点について論じた代表的な研究として, Lars Herlitz, *Jordegendom och ränta*, Göteborg 1974, s. 162-172.
- (19) 土地利用の状況については, Skeda aktdv 59 (Alarp 1797), Lantmäterikontoret i Östergötland (以下, Ög. LMK. と略記)。
- (20) 地条が欠如している耕区は, 休閑地であることも想定されるが, 典型的な太陽分割制村落の村落図では, 休閑地の耕区にも地条が記載されていることから, 図2についても休閑地を示すものではないと考えられる。太陽分割制の村落図については, 前掲拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾」173, 178頁。
- (21) Kyrkoböcker, DDB; Mantals- och taxeringslängder 1840-1845, VaLA.
- (22) Skeda akt 109 (Alarp 1843), Ög. LMK.
- (23) *Beskrifning till kartan öfver Hanekinds härad, år 1876*, Stockholm 1879, s. 23-24.
- (24) Husförhörslängder, DDB.
- (25) Skeda akt 56 (Lilla Gåra 1797), Ög. LMK.
- (26) Husförhörslängder, DDB; Mantals- och taxeringslängder 1820-1830, VaLA.
- (27) Skeda akt 96 (Lilla Gåra 1830), Ög. LMK.
- (28) リッラ・ゴーラ村の耕地面積は, 44年後の1874年までに2倍を超える16ヘクタールまで拡大している。*Beskrifning till kartan öfver Hanekinds härad, år 1876...*, s. 23-24. この村において, こうした開墾地を含めて最終的に各農場の所有地が確定したのは, 2回めの法分割が実施された1917年のことであった。Skeda akt 196 (Lilla Gåra 1917), Ög. LMK.
- (29) Husförhörslängder, DDB.
- (30) Skeda akt 44 (Stora Wisätter 1789), Ög. LMK.
- (31) Husförhörslängder, DDB; Mantals- och taxeringslängder 1820-1825, VaLA.
- (32) Skeda akt 89 (Stora Wisätter 1825), Ög. LMK.
- (33) Skeda akt 131 (Stora Wisätter 1866), Ög. LMK.
- (34) Husförhörslängder, DDB.
- (35) Skeda akt 50 (Skålebo 1792), Ög. LMK.
- (36) Skeda akt 100 (Skålebo 1839), Ög. LMK.
- (37) *Beskrifning till kartan öfver Hanekinds härad, år 1876...*, s. 26-27.